

実務研究

日本税務会計学会
令和2年10月 月次研究会



北出容一(麻布)

中小企業の事業承継の場面で、株式譲渡・事業譲渡・会社分割・営業用財産の譲渡・通常清算を用いる場合の、要件効果の注意点・利害得失・問題意識

-各手段の相違と類似性(紛らわしさ)を踏まえて-

第1 各手段の利害得失・注意点の比較

1 株式譲渡について
株式譲渡は、単純に先代経営者から、後継者に、株式を売却・贈与することであり、事業承継の手段として広く用いられております。

そのメリットは簡便な点と、そのデメリット・注意点は、①当該中小企業が会社法の手続を遵守せずに運営されていた場合に、従前の役員(会社法423条、429条)や従前の株主(会社法120条)の会社に対する損害賠償等の債務(会社が旧役員等に対して有する債権(会社財産)が発生しているリスクがあること、②相続争いが想定されるケースでは、遺産分割や遺留分との関係で、株価(時価)を慎重に算定する必要があることです。

2 単なる営業用財産譲渡
これは、(特段営業譲渡の合意をせず)先代経営者から後継者に対し、店舗の

土地建物等営業用財産(のみ)を売却・贈与することであり、広く行われていると考えられます。

そのメリットは、①簡便(株主総会の特別決議が不要、反対株主の株式買取請求権は無い)であり、②株価や営業権の算定も不要、③土地・建物の買主から従前の会社の運営について役員等の責任を云々されるリスクが通常ないことです。

そのデメリット・注意点は、この手段を①事業承継の場面で用いると、「事業(商売)が承継」している以上、他の相続人・税務調査官等から「事業譲渡規制」(後述)の潜脱である指摘・認定をされる恐れがあり、②取締役会設置株式会社では、「重要財産処分・譲受」(会社法362条4項1号)に該当すれば、(当該営業用財産譲渡に)取締役会承認決議が必要となります(違反すると

民法93条但書類推適用により売買契約が無効とされるリスクがあります)。

3 事業譲渡(営業譲渡)
事業譲渡とは、要するに、ある営業(商売)を、ある営業者(個人)が、顧客のための財産一式を、顧客のれん等と共に、営業活動を継続したまま、売却・贈与することをいいます。

その通常のメリットは、先代経営者の会社の財産を、営業上の利益を生み出している状態で、単に土地建物を売却する場合より高価で譲渡できることです。

そのデメリット・注意点は、①「事業」の対価算定の必要、②事業の全部・重要な一部の譲渡会社の株主総会の特別決議、事業の全部の譲渡会社の株主総会の特別決議が必要なこと、③反対株主の株式買取請求権への対応(株価の算定、合意できない場合は裁判の費用と時間)が必要になること等です。

4 会社分割
会社分割とは、ある会社(先代経営者の会社・分割会社)が、その「事業」に関する権利義務の全部または「一部」を、既存の(吸収分割)、あるいは会社分割により新たに設立する(新設分割)他の会社(後継者の会社・承継会社等)に、承継させる組織法上の

第2 各手段の類似性

1 ①株式譲渡(売却・贈与)、②店舗敷地等の営業用財産譲渡、③事業譲渡、④会社分割、⑤解散・清算を利用した財産の承継は、何れも中小企業の事業承継・相続の手段として用いることができます。また、これらを「事業(つまり商売)」の承継の手段として用いる場合、何れも、先代経営者から後継者に「事業(商売・営業活動)」が承継されるため、外部(他の相続人や税務調査官等)から見ると、あるいは当の経営者御自身にとっても、紛らわしい側面があります。特に、会社分割や事業

行為(会社の組織を變動させる行為)をいいます。

会社分割の本質は、要するに、先代の会社から後継者の会社に「事業(事業譲渡の事業)又は「単なる営業用財産」(前述)を移転し、その対価として、後継者の会社が先代の会社から金銭又は後継者の会社の株式を移転すること(新設分割の対価は株式のみ)にあります。その意味で、会社分割は、事業譲渡(売却)や営業用財産売買に相当類似する(紛らわしい)といえます。

そのメリットは、①労働者保護手続により、先代の会社から後継者の会社に転籍させた従業員を転籍させ易いこと、②新設分割の場合には新設会社の新しい(リスクの少ない)株式が対価となること、③「事業譲渡」の定義(前述)に該当せずとも用いることができること等です。

そのデメリット・注意点は、①「事業」等の対価算定が必要、②吸収分割の対価が承継会社株式の場合、承継会社の株価算定が必要、③分割会社・承継会社の株主総会の特別決議が必要、④反対株主の株式買取請求権への対応が必要なこと等です。

なお、特に中小企業の会社分割において、従業員の方々に心機一転やる気をもって頂くためには、労働者保護手続は最後の手段とし、会社の社長・役員が個々の従業員に誠意をもって説明・転籍のお願いをするのが有益であると思われる。

5 解散・清算手続の利用
解散・通常清算により、営業用財産や事業を換価する手続のメリットは、①株式買取請求への対応や②株価算定が不要であること、③いわゆる経営者貸付の問題を処理できること等である。

6 なお、何れの手段も、事業承継の際に、債権者の債権を免脱する行為(詐害行為)をすることは規制されております。

第3 問題意識

1 このように、株式譲渡・事業譲渡・会社分割・営業用財産の譲渡・通常清算を事業承継の手段として用いる場合、どの手段も(法律上又は事実上)「先代から後継者に当該事業(商売・営業活動)が移転することになる点類似した」ことには、承継の対価(財産評価方法・課税要件)は、相当異なります。

2 そこで、これら各手段により、何れも会社の事業が承継されるのに、税法上の扱いが異なる実質的理由(趣旨)は何かが問題となります。その理由には、①会社法上の違いが税法に反映しているものと、②税法独自の考慮に基づく理由があることと推察されますが、①の「会社法上の違い」について若干検討させて頂きます。

3 承継する財産の違い
① 株式譲渡は、会社の権利・「義務」の全てと社員権(議決権・利益配当請求権等)を承継させますが、他の手段は、i 社員権を承継させず、ii 必ずしも「債

行為(会社の組織を變動させる行為)をいいます。

会社分割の本質は、要するに、先代の会社から後継者の会社に「事業(事業譲渡の事業)又は「単なる営業用財産」(前述)を移転し、その対価として、後継者の会社が先代の会社から金銭又は後継者の会社の株式を移転すること(新設分割の対価は株式のみ)にあります。その意味で、会社分割は、事業譲渡(売却)や営業用財産売買に相当類似する(紛らわしい)といえます。

そのメリットは、①労働者保護手続により、先代の会社から後継者の会社に転籍させた従業員を転籍させ易いこと、②新設分割の場合には新設会社の新しい(リスクの少ない)株式が対価となること、③「事業譲渡」の定義(前述)に該当せずとも用いることができること等です。

そのデメリット・注意点は、①「事業」等の対価算定が必要、②吸収分割の対価が承継会社株式の場合、承継会社の株価算定が必要、③分割会社・承継会社の株主総会の特別決議が必要、④反対株主の株式買取請求権への対応が必要なこと等です。

なお、特に中小企業の会社分割において、従業員の方々に心機一転やる気をもって頂くためには、労働者保護手続は最後の手段とし、会社の社長・役員が個々の従業員に誠意をもって説明・転籍のお願いをするのが有益であると思われる。

5 解散・清算手続の利用
解散・通常清算により、営業用財産や事業を換価する手続のメリットは、①株式買取請求への対応や②株価算定が不要であること、③いわゆる経営者貸付の問題を処理できること等である。

6 なお、何れの手段も、事業承継の際に、債権者の債権を免脱する行為(詐害行為)をすることは規制されております。

1 ①株式譲渡(売却・贈与)、②店舗敷地等の営業用財産譲渡、③事業譲渡、④会社分割、⑤解散・清算を利用した財産の承継は、何れも中小企業の事業承継・相続の手段として用いることができます。また、これらを「事業(つまり商売)」の承継の手段として用いる場合、何れも、先代経営者から後継者に「事業(商売・営業活動)」が承継されるため、外部(他の相続人や税務調査官等)から見ると、あるいは当の経営者御自身にとっても、紛らわしい側面があります。特に、会社分割や事業

の経済的合理性ある実質的理由を、関与先の先代経営者・後継者御本人共々明確にしておくこと(御本人が当該事業承継手段を明瞭に理解して行った旨の確たる証拠の保全も含め)が肝要であると考えます。

1 このように、株式譲渡・事業譲渡・会社分割・営業用財産の譲渡・通常清算を事業承継の手段として用いる場合、どの手段も(法律上又は事実上)「先代から後継者に当該事業(商売・営業活動)が移転することになる点類似した」ことには、承継の対価(財産評価方法・課税要件)は、相当異なります。

2 そこで、これら各手段により、何れも会社の事業が承継されるのに、税法上の扱いが異なる実質的理由(趣旨)は何かが問題となります。その理由には、①会社法上の違いが税法に反映しているものと、②税法独自の考慮に基づく理由があることと推察されますが、①の「会社法上の違い」について若干検討させて頂きます。

3 承継する財産の違い
① 株式譲渡は、会社の権利・「義務」の全てと社員権(議決権・利益配当請求権等)を承継させますが、他の手段は、i 社員権を承継させず、ii 必ずしも「債

承継させる必要もなく、iii 財産の一部だけを承継させることもできます。

② 事業譲渡は、「法律上必ず」営業活動を承継させることが要件となりますが、会社分割・単なる営業用財産譲渡は、そうではありません。

4 各制度の独自の制度趣旨
各手段には、株式譲渡(会社の全財産と経営権の移転)、事業譲渡(営業財産を利益を生み出す状態で高く売る)、会社分割(経営の効率化等)、営業用財産譲渡(民法の売買贈与の趣旨)、通常清算(公平な換価・清算)という独自の趣旨がございます。

5 これらの各手段につき、①「会社法上の違い」が税法上の違いにどのよう反映しているのか、②税法独自のいかなる考慮により税法上の違いが生じているかについては、非常に興味深いところがございますが、この点につきましては、日本税務会計学会の今後の論議に委ねたいと思います。